

社会保険と労働保険の

適用事業所になる会社の要件 と 被保険者になる従業員の要件

パート・アルバイトなど労働時間の短い人が、公的保険の被保険者になるかどうかは、実務上でよく問題になります。社会保険の適用事業所に勤務していても、そもそも被保険者に該当しない人がいます。まとめてみるとこんな人です。

	社会保険	雇用保険
被保険者にならない人	①日々雇われる人	①65歳に達した以降に雇用される人
	②2か月以内の期間を定めて使用される人(注)	②1週の所定労働時間が30時間未満で季節的に雇用される人
	③4か月以内の季節業務に使用される人	③4か月以内の季節的の事業に雇用される人
	④6か月以内の臨時的な事業に使用される人	④船舶保険の被保険者
		⑤退職した歳に、国や地方公務員などの給付が受けられる人

(注1)例えば、試用期間を2か月おき、その後に本採用の予定がある場合等は、②に該当せず、試用期間の初めから被保険者です。

では、働く会社が適用事業所になるかどうかを考えます。現在は下記の左側列のとおり社会保険や労災保険などの適用事業になる基準が少しずつ異なります。

会社が適用事業所になれば、そこで働く人から上記の「被保険者にならない人」を除けば、残りは被保険者になるということですが、なかには保険料の負担を嫌って加入したくないという人もいます。しかし短時間で働く人などでも、常用的に使用している関係にあれば被保険者になります。概要は下記の右側列のとおりです。

	あなたの会社が適用事業所になる要件		従業員のうち誰が被保険者になるか		
	強制適用事業所 会社が希望するしな いに関係なく適用事 業所になる	任意適用事業所 希望すれば適用事業所 になる	正社員 1日7.5時間、週 5日働くような一般 的な正社員を想定	パート・アルバイト等	事業主
<社会保険> 健康保険と 厚生年金保 険	●株式会社代表さ れる法人(株式会社な らば社長1人でも適 用事業所) ●国の事業所 ●法人以外の事業所 で製造業、土木建築 業など(*1)の5人以上 を使用する事業所	●左記以外の事業所で 過半数の従業員が適用 事業所になりたいと希 望する時 (健康保険と厚生年金は 別個に任意加入が可 能)	該当する <input type="radio"/>	●常用的に働いてい る雇用状況の人 目安としては、働く日 数や、時間が正社員 のおおむね4分の3 以上などの要件に該 当する人(*2)	該当する <input type="radio"/>
労災保険	労働者を1人でも雇用すれば強制適用		該当する <input type="radio"/>	労働日数や時間に 関係なく該当する <input type="radio"/>	非該当 労働者に準じて保護す る為に、一定の方に対 し特別に任意加入を認 めている特別加入制度 がありますのでご相談 下さい。
雇用保険	被保険者を1人でも雇用すれば強制適用		該当する <input type="radio"/>	1週間の所定労働時 間が20時間以上で 31日以上雇用が 見込まれるという要 件に該当する人 (*3,4)	非該当 <input checked="" type="radio"/>

(*1) 5人以上でも任意適用事業所となる業種があります。・農業、牧畜業、水産養殖業、漁業、サービス業(ホテル、旅館、理容、娯楽、スポーツ、保養施設などのレジャー産業)、法務(弁護士、会計士など)、宗教(神社、寺院、教会など)

(*2) 社会保険は、パート・アルバイトで働く人のうち常用的に使用されている人が被保険者です。①②が目安です。

①1日または1週間の労働時間が、同一の業務に従事する一般社員の所定労働時間の概ね4分の3以上あれば被保険者になります。

②1か月の労働日数が、同一の業務に従事する一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上あれば被保険者になります。

(*3) 雇用保険は、パート・アルバイトで働く人のうち次の要件に該当する人が被保険者です。

①1週間の所定労働時間が20時間以上の人

②31日以上雇用が見込まれる人(下線は2010.04.01改正点。2010.04.01以降に要件を満たす人から適用)

(*4) 季節的の事業に雇用され、次に該当すると短期雇用特例被保険者になります。

①4か月を超える期間を定めて雇用される人

②1週間の所定労働時間が30時間以上の人

ご注意

労働時間が長くても収入が130万円未満の人は、社会保険は配偶者被扶養者になれるので、ご自身では被保険者になりたくないという人がいます。しかし、パート等の本人が働く時間の長さなどから被保険者の基準に該当すれば、自らが被保険者になる必要があります。